

令和5年 第3回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年3月15日(火)午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫  
横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三  
杉山誠 後藤剛 森島倫生 中安千秋 鈴木英雄 水崎久司  
井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 平尾温己 袴田博子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 渡邊光二 大井麻美 富永幹人

4. 審議事項

- 第16号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第17号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第18号議案 事業計画変更承認申請について
- 第19号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第20号議案 非農地証明について
- 第21号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について
- 第22号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第23号議案 浜松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について

5. 報告事項

- 報第15号 非農地通知について
- 報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第20号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第21号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
- 報第22号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第23号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今から令和5年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ22名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号4番、平尾温己委員、議席番号10番、袴田博子委員でございます。

なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは、第3回の総会というのは3月の総会でございますが、行政でいう年度末になりまして、コロナも一息しているという事もあり、年度末に駆け込み会議というものが多くあります。今月23日には、菊川市の農業委員会が浜松の営農型太陽光施設を視察したいということで、活発に活動が再開してきたと感じています。

ご紹介ですが、本日配布の農業会議情報のTHE農業人の欄に、XXXXXXXXXXという方が掲載されておりますが、この方の農園を今月6日に農業会議で視察させていただきました。国道362号線から車で20分程度奥に入った、川根本町の10件位の集落でご両親とご夫婦の4人でお茶の栽培をされており、過去に2回農林水産大臣賞を受賞したことがある方で、手作りの美味しいお茶を栽培するという事で視察させていただきました。山ですのでお茶畑もかなりの急斜面で、大型機械は入る余地がなく手作業で耕作しているとのことでした。そのため、しっかりしたお茶を作り、それなりの付加価値をつけて提供していくと自信を持ってやっておりました。話を聞けば聞くほどお茶に対しての情熱が伝わり、お茶の普及のために頑張っておられると感じました。私も美味しいお茶を頂いてまいりました。この方の売り方については通販が多いということで、電話とファックスのみでほとんどを完売してしまうと聞いております。大手の通販会社が扱ってくれないかという話があったようですが、品質維持の問題やそれだけの量を捌けないということで、電話とファックスでの従来のお客様を大切にしたいと身の丈に合った販売方法のみを行っているようです。考え方もしっかりしており周りの農家が減ってきている中、茶畑を荒らすのはもったいないと周辺の農地を借りたりして耕作していました。また、天空テラスという場所を作ってありまして、そこからきれいな山とお茶畑が目に入り、都会の人達が遊びに来ると美味しいお茶を飲んで買って帰ろうという気持ちになると思います。全員が出来るわけではございませんが、中山間地山奥での農業の1つの手法として感心して視察してまいりました。農業自体作れば売れる時代からいかに付加価値をつけてしっかりお客様に届けるかということが大事な時代になってきましたので、知恵と工夫で農業の生産物をしっかり売って生計を立てていくという事を考えていかなければいけないと思っています。ちょうど農業だよりに視察したところが載っていたのでご紹介させていただきました。それでは、今月のご審議もよろしく申し上げます。

それでは、只今から、令和5年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 2 番の渡瀬三郎委員、議席番号 5 番の加茂龍雄委員にお願いいたします。

補 佐 それでは、議事に入ります。第 16 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

秋 山 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 16 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

秋 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 49 番外 32 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 12 件、贈与に係る案件が 5 件、賃貸借にかかる案件が 1 件、使用貸借に係る案件が 6 件、区分地上権に係る案件が 9 件でございます。それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 5 ページ、地区「亀玉」、整理番号 76 番、整理番号 77 番は、所有権の売買に係る案件でございます。譲受人は、中区高丘北一丁目の■■■■■、47 歳でございます。■■■■■は義母の所有する西区館山寺町の農地でレタス、大根、パセリを耕作しておりますが、現在浜北区根堅に勤務先があり、通勤路沿線でもある浜北区新原の農地を取得し、この度営農地の規模拡大を図ることとしたものでございます。申請地は、浜北区新原、合計 7 筆で、取得後は、サツマイモ、大豆を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。地区調査会で協議した結果特に問題ないと報告を受けております。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けております。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会ですけれども、問題はありません。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。  
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
第 16 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご  
異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。  
次に、第 17 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局  
から説明をお願いします。

補 佐 お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 17 号議案「農地法第 4 条の規定による許可につ  
いて」でございます。担当から説明いたします。

秋 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 11 番外 6 件でございます。転用目的別の内訳  
は、自己用住宅関連が 4 件、駐車場が 2 件、営農型太陽光発電施設が 1 件でございます。ま  
た、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 3 種農地が 6 件でございます。なお、  
是正案件は、11 番、16 番、17 番になります。  
また、駐車場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生  
可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。  
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。  
議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。  
渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。  
中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題はございませんでした。  
続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。  
中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申  
し上げます。  
地区調査会で協議した結果、特に問題ないと報告を受けております。  
最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。  
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 17 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。次に、第 18 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

補佐 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 18 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

石川 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるかとされております。

今月の申請は、当初の計画期間を延長する「目的変更」が 2 件と、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「笠井」、整理番号 2 番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である [ ] です。申請地は、 [ ] に位置する農地です。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、陸砂利の採取場として、令和 5 年 1 月から 2 年間の一時転用を予定していました。許可後、直ちに掘削作業に着手し、現在、採取工程の 1 割程度まで進捗しています。この度、安全柵等を設置していく中で当初、掘削予定のなかった表土置場からの砂利採取が見込めることが判明したため、掘削エリアの拡大をしたく申請に至ったものでございます。当初の許可内容の変更について、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は、2m ないし 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、掘削作業は完了し埋め戻し作業中であること、農地復元後について田は水稻、畑はキャベツ、ジャガイモ他野菜類を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていることから周辺への影響は軽微と思われる、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案 10 ページ、地区「入野」、整理番号 3 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [ ] です。申請地は、 [ ] に位置する農地です。申請に至った経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市河川工事のための仮設事務所、仮設トイレ、駐車場、資材置場の敷地として、令和 4 年 12 月 15 日から 3 ヶ月間、一時的に転用する計画でした。その後、浜松市との間で工期の変更契約をしたため、令和 5 年 7 月まで 4 ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

石川 続きます、議案 11 ページ、地区「北浜」、整理番号 4 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■と、全部承継者である■■■■でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成 28 年 12 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情により計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。承継者である■■■■は、現在借家住まいで家族が増え手狭となったことから、申請地に自己用住宅、カーポート、物置の建築を計画したものでございます。申請地は、■■■■のところに位置する農地です。農地区分は、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、自己用住宅、カーポート、物置を建築する計画であり配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は道路側溝、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 22 ページ整理番号 190 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員

森島 整理番号 4 番の分家住宅について、同一家系の分家ですか、それとも違う分家ですか。

石川 元の転用者■■■■の妹さんが承継者である■■■■でいらっしゃいます。

森島 わかりました。ありがとうございました。

議長 その他、ございますでしょうか。

(その他質問なし)

議長 それでは、第 18 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

補佐 それでは、お手元の議案 13 ページをご覧ください。第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 133 番外 62 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 31 件、事業用の建物関連が 6 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 9 件、営農型太陽光発電が 11 件、一時転用が 6 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 17 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 7 件、第 3 種農地が 38 件でございます。なお、是正案件は整理番号 145

石川 番、160番、184番、197番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。それでは、議案に丸を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 14 ページ、地区「笠井」、整理番号 140 番をお願いします。東区常光町の畑 4,923 ㎡について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、浜北区染地台六丁目に本店を置き、[ ] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[ ] に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,464 ㎡、最大掘削深 10m、総掘削量は 16,467 ㎡を予定しております。工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、畑はキャベツ、ジャガイモ等野菜類を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「積志」、整理番号 142 番をお願いします。東区有玉北町の畑 4,062 ㎡について、店舗を設けたいという申請でございます。申請者は、静岡市葵区に本社を置き、[ ] を営む法人です。申請地は [ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、整備工場付きの店舗、屋外展示場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われまます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て道路側溝へ、汚水、雑排水は下水道へ放流し、整備工場の排水は油水分離層を経て下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、申請地を舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員から お願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員から お願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。地区調査会で審議した結果、特に問題ないと報告を受けております。

加 茂 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

議 長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

江 間 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

議 長 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

中 村 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

議 長 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

足 立 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

議 長 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

地区調査会で審議した結果、特に問題ないと報告を受けております。

根 木 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

議 長 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

内 山 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

議 長 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

岡 本 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

議 長 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題はございませんでした。

杉 山 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

議 長 引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

中 安 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

議 長 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

森 島 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の 195 番の案件について、焼肉屋さんの申請であります。事業者はお越しにならず行政書士から聞き取りを行いました。調査員から指摘があったのは、建物を伴うチェーン店ということですので、農地での消毒散布やたい肥について支障を来たと困るのではないかとということです。このことについて行政書士から事業者伝えてもらい、事業者から消毒やたい肥について承知しておくとの回答をもらいました。その他の案件についても問題ありません。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で協議いたしました。特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。

第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。



(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、第 20 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

補 佐 お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 20 号議案「非農地証明について」でございます。担当より説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 8 番外 5 件でございます。  
地区「積志」、整理番号 8 番の申請地は、昭和 34 年、昭和 42 年ほかに住宅、倉庫等、物置、車庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「三方原」、整理番号 9 番の申請地は、昭和 40 年頃に住宅が建築され、宅地利用されているものです。

地区「引佐」、整理番号 10 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 63 年頃に植林されたものです。

地区「引佐」、整理番号 11 番の申請地は耕作困難のため、昭和 54 年頃に植林されたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 12 番の申請地は耕作困難のため、昭和 60 年頃に植林されたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 13 番の申請地は耕作困難のため、平成元年頃に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
第 20 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、第 21 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

補 佐 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 21 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 3 番でございます。被相続人は、平成 14 年 9 月 15 日に亡くなられた、XXXXXXXXXX。相続人は、中区曳馬四丁目にお住いの、子のXXXXXXXXXX、80 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 294 m<sup>2</sup>です。現地調査をした結果、ミカン、カキ等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告い

- 富 永 たします。  
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 それではご意見等もないようですので、第 21 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、第 22 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 補 佐 議案 29 ページをお願いします。第 22 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。
- 富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 4 年度第 12 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 5 年 3 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 318 筆、328,293.58 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での 4 筆をはじめとして、計 27 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから相対契約及び中間管理事業における利用権設定明細を掲載しております。それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。  
11 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[ ] です。南区安松町の認定農業者、[ ] のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。南区倉松町 [ ] 外 1 筆の畑、計 1,237 m<sup>2</sup>を借り受け、さつまいもの栽培を予定しております。  
次に、11 ページの 3 番、4 番をご覧ください。[ ] です。西区伊左地町の認定農業者、[ ] のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区大山町 [ ] 外 1 筆の畑、計 1,100 m<sup>2</sup>を借り受け、スプレーマムの栽培を予定しております。  
次に、11 ページの 5 番から 8 番をご覧ください。[ ] です。とびあ浜松農協主催の園芸教室において農業を学び、今回の申請に至りました。西区呉松町 [ ] 外 3 筆の畑、計 1,460 m<sup>2</sup>を借り受け、食用ほおずき、ナス、チウム、カリフラワー、にんじんの栽培を予定しております。  
次に、23 ページから 26 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 40 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。  
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありました。各調査会における補足説明等はございませんか。  
(委員からの補足説明なし)

- 議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 22 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、第 23 号議案「浜松市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の変更について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 補 佐 お手元の議案 31 ページをお願いします。第 23 号議案「浜松市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の変更について」でございます。担当から説明いたします。
- 齋 藤 別冊 2 をご覧ください。浜松市農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、農業委員、推進委員の改選時の 3 年ごとに見直しを行っています。今般の農業委員会法の改正により、指針の作成は、定めるように努めなければならないという努力義務から、定めなければならないものとなりました。また、目標の達成状況を評価する方法を定めることとされました。その他、人・農地プランの法定化に伴い、今後、人・農地プランを基に作成していく「地域計画」についても盛り込み、指針中の文言の修正を行ったものがご覧の(案)でございます。下線を引いた箇所が変更部分です。目標年度や目標数値につきましては、任期の途中ですので、今回は変更しておりません。  
2 ページ以降で、農地利用の最適化の三本柱であります、「担い手への農地利用集積」、「新規参入の促進」、「遊休農地の発生防止・解消」について、それぞれ(3)において評価方法を追加しています。従来の評価方法からの変更はございません。その他、今年度から取り組みを始めました、「新規就農相談会等への参加について」を 3 ページに、農地パトロールを日常的に行うことを 5 ページに明記いたしました。本日の総会で承認いただきましたら、ホームページで公表してまいります。  
説明は以上でございます。
- 議 長 はい、一旦時間を取りますので皆さん良く読んでみてください。  
それでは質疑に入りたいと思います、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。  
(森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 今、事務局からご説明頂いたところでは、法改正に伴って文言変更の範囲だと受け止めているところですが、法改正は無意味に法改正されているわけではなく、意味があって法改正していると私は考えます。そういう意味では従来の浜松市農業委員会の業務との関わりで、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が改められた意味について、事務局や会長がどのように思われているのか、意味がないというわけではないと思いますので、もう少し的確にご説明頂ければと思います。
- 議 長 はい、事務局。
- 齋 藤 農業経営基盤強化促進法等の一部改正という事で、基盤法や農地法で改正になった部分が様々ありますけれども、その中で農業委員会法としては、従来、定めることが努力義務とし

齋 藤 てあったものが、定めなさいとなったということです。それは、農地利用を推進していく上で、地域計画というものを軸に最適化を進めていくとしっかり明記して、農業委員会として取り組んでいくべき内容だと明言しております。また、最適化の活動については日常的な活動を基本として、そこから農業委員と推進委員の方へ様々な情報を吸い上げていくということで、日常的に行っている農地パトロールなども明記する必要がありますので、そのような内容を盛り込んであります。

森 島 私が注目したいのは2ページの(2)②地域計画の策定と見直しについていうところで、従来そうであったかという議論はあるのだけれども、将来像を描く地域計画の策定と見直しに主体的に取り組むというところにアンダーラインが引かれているわけですよ。従来の会長を筆頭とした浜松市農業委員会の業務と今度の指針の変更というのが、従来の業務を変えていくということがあるのではないかと、具体的に事務局の中でどの程度議論されているのか、会長にどのように伝わっているのか知りたいです。変わらないというなら農水省の資料が十分伝わっていないのではないかとと思うのだけれども、4月からいろんな意味で業務執行してくと農水省は言っていた経過から言えば、人・農地プランを含めて相当な取り組みの変化を求められると思っていたので、農業委員会の業務や最適化の業務が来年から変わってきますよという議論が必要だと思います。

局 長 事務局長の鈴木です。森島委員がおっしゃっていたのは地域計画の策定のところですね。法改正によりまして、これから2年かけて地域計画を策定しなさいと今までの人・農地プランが法定化されたところと繋がっております。国から最近地域計画について説明会があったばかりですので、市でどのように策定していくのか研究して皆さんへお伝えしようと思っております。今回の指針の改定というのは法改正に基づいて変わった部分を、地域計画も変えるように指示があったと理解していただければと思います。従来の指針自体の考え方が変わっているというわけではなく、法改正によって少し表現が変わったところを法改正後の言葉に当てはめたと受け止めていただければと思います。

森 島 百歩譲って理解もするし了解もしたいと思いますが、国は農業委員会に変われと言っていますよ。どのように変われというのはこれからだと思うのだけれども、会長が以前ご心配になっていた下限面積の撤廃もそうだけれども、農業委員会が調査会レベルできちっと見ていかないといろんな問題が生じかねないということ、国は十分承知しているところだと思っております。その意味での取り扱いの結論結果については農業委員会が対応していきなさいというようになるのではないかと考えています。その意味では最適化の業務を含めて農業委員会がやらなければならない仕事は厄介になると私は思っているのです。そういったことが文言の改定の裏側にはあると理解しています。それは現段階では事務局がしゃべれないということなので、そういう観点で勉強してもらい我々に教えてもらいたいです。以上です。

議 長 その他、ございますでしょうか。

(その他質疑応答なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第23号議案「浜松市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の変更について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、報告事項の第 15 号から第 23 号までを、事務局から報告をお願いします。
- 補 佐 お手元の議案 33 ページをお願いします。こちらには、報告事項の一覧が載っています。こちらに載っている報第 15 号でございますが、年 1 回の報告でもありますので内容、制度について担当から報告いたしますのでよろしくをお願いします。
- 大 井 それでは、お手元の議案 35 ページから 36 ページ及び別添の参考資料をご覧ください。報第 15 号「非農地通知について」です。  
本日、第 20 号議案にてご審議いただいた所有者からの申請に基づく非農地証明と異なり、推進委員等の利用状況調査により発見した既に山林化している農地を、農業委員会が農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外するものです。  
昨年度も同時期に総会にて報告いたしました。今年度は天竜区春野町を対象に、土地改良事業関係や農業者年金等の影響確認や現地確認を行い、計 21 筆、22,012 ㎡の農地について、農地に該当しない旨の判断を行いました。  
今後につきましては、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、農地台帳の整理や法務局等の関係機関への情報提供を行ってまいります。  
説明は以上でございます。
- 補 佐 その他の議案 33 ページには報告の一覧として、報第 16 号から報第 23 号まで載っておりますのでよろしくをお願いします。
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。  
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。
- 森 島 ・農地所有適格法人の調査会での確認について  
議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。  
局 長 ・農業会議情報について  
・農業委員の地位を利用した選挙運動の禁止について
- 齋 藤 ・最適化活動の点検・評価について  
縣 ・農地法改正について
- 補 佐 ・令和 5 年 第 4 回 農業委員会総会  
日時 令和 5 年 4 月 17 日(月) 午後 2 時 30 分から  
場所 北区役所 3 階 31・32 会議室
- 議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては、終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 3 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 5年 4月 17日 (月)

会 長 松島 好則

委 員 渡瀬 三郎

委 員 加茂 龍雄